

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成22年8月31日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
6番	杉 浦 光 男 議員	7番	平 野 龍 司 議員
8番	山 田 英 明 議員	9番	石 橋 敏 明 議員
10番	平 野 敬 祐 議員	11番	村 山 金 敏 議員
12番	安 井 明 議員	13番	松 山 廣 見 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	坂 下 勝 保 議員	21番	矢 野 清 實 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

5番	中 村 定 志 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
----	------------	-----	------------

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	
健康福祉部次長	原 田 昇 君	経済建設部次長	鈴 木 重 利 君

兼医療健康課長		兼都市計画課長	
経済建設部次長	加藤 慎 君	会計管理者	塚本 邦広 君
兼環境課長		兼出納室長	
総務防災課長	神谷 元弘 君	代表監査委員	古橋 洋一 君
監査委員事務局長	福井 康夫 君		

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 報告第7号 健全化判断比率の報告について
- (5) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第 45 号 教育委員会の委員の任命について
- (6) 認定議案上程・提案説明
 - 認定議案第1号 平成 21 年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第2号 平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第3号 平成 21 年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第4号 平成 21 年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第5号 平成 21 年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第6号 平成 21 年度豊明市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第7号 平成 21 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第8号 平成 21 年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第9号 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第 10 号 平成 21 年度豊明市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 議案上程・提案説明
議案第 46 号 財産の買入れについて(消防ポンプ自動車(CD-I 型))

議案第 47 号	字の区域の変更について
議案第 48 号	土地改良事業に伴う字の区域の変更について
議案第 49 号	市道の路線認定について
議案第 50 号	豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について
議案第 51 号	豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第 52 号	豊明市国民健康保険条例の一部改正について
議案第 53 号	豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第 54 号	平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について
議案第 55 号	平成 22 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第 56 号	平成 22 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について
議案第 57 号	平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開会

No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 22 年第3回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 19 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 22 年豊明市議会第3回定例会を開会いたします。

なお、5番 中村定志議員、14番 榊原杏子議員より、今期定例会の欠席届が提出されていますので、ご報告いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

本日、平成 22 年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様もご承知のとおりでありますけれども、去る8月 24 日の日には、日本の外国為替市場で円相場が急伸をいたしました。一時、83 円台をつけ、1995 年6月以来、15 年ぶりの円高となったわけであります。

このことは世界経済の先行きの懸念から、日本あるいはアメリカ、あるいはヨーロッパで株安が進みまして、比較的安全と言われております日本の資産として、日本の円を買う動きが加速したものではないかと、こういう推測がされているわけであります。

しかしながら、国内では円高に加えまして株安、デフレ、雇用不安の四重苦に現在見舞われており、回復途上の景気に大きな影響を及ぼすものと心配をされております。

したがって、政府、日銀は、需要と雇用の創出効果の高い経済対策や金融政策を、早期に打ち出されることが望まれている状況にございます。

さて本日、本定例会に上程をさせていただきました案件は、平成 21 年度の一般会計及び特別会計の決算に係る認定 10 議案に加え、人事案件、条例案件、補正案件等の合計 20 議案でございます。

いずれの案件も十分ご審議を賜りまして、すべての案件ともお認めをいただきますようお願いを申し上げて、開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

No.4 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

石橋敏明議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(石橋敏明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営につきましては、去る8月 25 日に委員会を開催し協議をいたしました。この結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本定例会の日程につきましては、お手元に配付されております会議日程表のとおり、本日から9月 28 日までの 29 日間とし、一般質問につきましては、11 名の議員から通告がありましたので、9月 1日から9月 3日までの3日間を質問日に充て、9月 1日及び2日につきましては、それぞれ4名ずつの質問を行い、9月 3日に3名の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。報告案件1件につきましては、理事者より報告を受けた後に質疑を行います。

また、議案第45号は人事案件でありますので、本日即決することとし、認定議案10件につきましては、お手元に配付されております決算審査基準のとおり、提案説明・質疑・討論は一括して行い、採決のみ各認定議案ごとに行う運びとなりますので、ご留意をお願いします。

また、この認定議案10件は、9月7日の本会議において、特別委員会を設置して付託することとし、議案第46号から議案第57号につきましては、所管の各委員会に付託することといたしました。

次に、陳情につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第4号及び陳情第6号から陳情第8号までの4件は福祉文教委員会に、陳情第5号は建設消防委員会に、陳情第9号は総務委員会に付託することといたしました。

なお、陳情第10号 豊明市議会議員の定数削減を求める陳情につきましては、各会派で協議の後、9月7日の本会議にて付託委員会を決定することといたしました。

最後に、議案等の質疑は同一議員につき同一議題について2回以内とし、「議案等質疑に関する事項」を遵守していただきますようお願いします。

なお、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が9月1日の正午まで、委員会付託をされました議案に対する討論の通告が9月27日の正午まででありますので、お間違えのないようご留意をお願いします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、1番 毛受明宏議員と19番 坂下勝保議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月28日までの29日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの29日間と決定いたしました。

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.8 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成22年4月から同年6月の各月末日現在の出納保管の状況を、平成22年5月27日、6月24日、7月26日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、医療健康課、財政課を5月に、社会福祉課、高齢者福祉課を6月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、5月に実施した医療健康課においては、医療機関方式予防接種委託において、支出事務手続に不備な点が見受けられたので、留意されたい件。

財政課においては、連結財務書類4表作成に関する指導及び助言業務の委託契約書において、受託者名に不備が見受けられたので、今後留意されたい件。

さらに、6月に実施した社会福祉課においては、空調等設備保守委託において、予算執行伺書に設計額内訳の記載がなかったため、今後は設計内訳を明記し、積算根拠を明確にされた上で契約事務を進められるよう留意されたい件。

高齢者福祉課においては、寝具クリーニング事業委託において、見積徴集結果表に記載誤りが見受けられたので留意されたい件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたもの、また今後において留意されたいものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていると認めたものであります。
なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.9 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告いたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第4号及び陳情第6号から陳情第8号までの4件は福祉文教委員会に、陳情第5号は建設消防委員会に、陳情第9号は総務委員会に付託いたします。

次に、去る第2回定例会において議決されました「友好自治体議員合同研修会」への議員の派遣については、お手元に配付をいたしましたとおり、終了したことを報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、報告第7号を議題といたします。

理事者より報告を求めます。

宮田行政経営部長。

No.10 ○行政経営部長(宮田恒治君)

報告第7号 健全化判断比率の報告について説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成21年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見書をつけて別添のとおり報告するものです。

内容を説明していきますので、次のページをお願いしたいと思います。

1の実質赤字比率。

この比率は、平成21年度の普通会計。普通会計は一般会計、土地取得特別会計、墓園事業特別会計、この3会計を合わせた会計になります。

この会計の収支の赤字の割合を示すもので、早期健全化基準は13.05%、財政再生基準は20.00%ですが、赤字は生じておりませんので、豊明市の赤字比率はバーで表示されております。6.34%の黒字です。

この表の基準数値を超えていきますと、健全化計画を策定することが必要となってきます。

2の連結実質赤字比率。

この比率は、平成21年度の一般会計及びすべての特別会計を含めた全会計収支の赤

字の割合を示すものです。

早期健全化基準は 18.05%、財政再生基準は 40.00%ですが、ここについても赤字は生じておりませんので、バーで表示されております。8.91%の黒字になっております。

3の実質公債費比率。

この比率は、一般会計や特別会計などの地方債の償還に充てたものの比率で、平成 19 年度、20 年度、21 年度の3力年の平均になっていきます。

早期健全化基準は 25.0%、財政再生基準は 35.0%ですが、市の数値は 6.2%で、まあ基準を下回っております。

4の将来負担比率。

この比率は、本市が将来負担する地方債、組合等の負担見込み、土地開発公社の債務負担などの負債に、基金など充当可能財源を反映した比率になっていきます。

早期健全化基準は 350.0%ですが、豊明市の数値は 15.1%で、これも基準を下回っております。

5の公営企業における資金不足比率。

この比率は、市の公営企業である下水道事業会計、農村集落家庭排水施設会計の資金不足比率です。

経営健全化基準は 20.0%です。資金不足になっていませんので、この会計についてもバーで表示されます。

余剰金は、下水道事業会計が 4,763 万 9,000 円、農村集落家庭排水施設会計は 1,764 万円です。

しかし、この両会計とも、一般会計からの繰入金を含めた結果でもあります。

以上で説明を終わります。

No.11 ○議長(矢野清實議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.12 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、本市の健全化判断比率についてお伺いいたします。

今の説明を聞く限りにおきますと、豊明市の財政は健全であるという結果になるわけですが、県内の自治体と比較しまして、本市の比較はどのくらいのレベルにあるのか、ご説明いただきたいと思います。

それから、この早期健全化基準に達する自治体というのは、相当に全国でも少ないというふうに当初から言われ、たくさんの自治体がこの対象にならないような、そうした計算式

を国が考えているというふうにも承知しておりますが、この数字にはあらわれてこない体感的なというか、実質的な豊明市の財政というのは、どういう状況にあるのか。

ふだん、まあ予算のときにおきましても、相当に厳しいという言葉は常に聞いておりますけれども、この判断比率との違いを、どのように市民にご理解いただければよろしいでしょうか、ご説明をよろしくお願いいたします。

No.13 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.14 ○行政経営部長(宮田恒治君)

健全化判断比率の21年度の決算は、まだ県内の自治体で公表されておりませんので、21年度については、ちょっとまだお答えをすることはできません。

そしてもう一点については、今の健全化判断比率はいいけれども、財政の実態はどうかというご質問ですけれども、財政健全化判断比率については、夕張市のような財政破綻に向かわないための赤字とそれから借金の額、この2点について健全化の判断がされてきます。

しかし、財政運営については、これ以外の多くの財政要素を含めて判断する必要があると思います。

今現在の豊明市の財政については、税収が落ち込み、かわって扶助費等は増加する一方でありますので、こうした財政とのかい離を防ぐために行財政改革を行ったり、また、わずかな基金を取り崩しながら、財政運営をしている状況を考えますと、健全化判断比率は良好であっても、依然財政運営については厳しい状況であるのは変わらないと感じております。

以上で終わります。

No.15 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.16 ○15番(山盛左千江議員)

21年度の県内の判断比率については、今、各自治体で公表されているわけですから、本市の行政経営部が比較をするという時点ではないということは、わかりました。

昨年と比較すると、今年度の比率は若干、本市において上向きというか、いい状況になっているようですけれども、去年の県内の状況はどういうレベルにあったのか。わかりまし

たら、それを参考にご説明いただきたいと思います。

No.17 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.18 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、赤字比率と連結赤字比率はバーでありますので、この分は除きます。

実質公債費比率については、昨年が7.5%から21年度は6.2%ですので、この分は下がっておりますが、昨年度の7.5%のときは、県内34市中、21位という実績でありました。

もう一つの将来負担比率です。20年度は28.8%という数字でありましたけれども、これは県内で10位に相当する順位になっております。

以上で終わります。

No.19 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

これにて、日程4を終わります。

日程5、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

議案第45号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.20 ○市長(相羽英勝君)

議案第45号 教育委員会の委員の任命について提案をさせていただきます。

下記の者は、平成22年9月30日に任期満了となりますので、同人の再任をお願いするものであります。

記といたしまして、住所 豊明市三崎町三崎11番地10、氏名 堀井典子、生年月日 昭和29年5月19日生まれであります。

この案を提出いたしますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

堀井さんの略歴につきましては、次ページにもございますが、既に1期4年間の教育委員会委員として、また今年の8月からは、教育委員会委員長として、市の教育行政や学校運営にご尽力をいただいております。

このほかにも、児童館運営委員会委員や福祉体育館運営協議会委員などにも現在、就任をいただいております。

幅広い視野と高い見識を持って、教育委員会委員としてふさわしい方であると思っておりますので、議会全員のご賛同をお願いを申し上げて、提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

No.21 ○議長(矢野清實議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山田英明議員。

No.22 ○8番(山田英明議員)

それでは、議案第 45 号 教育委員会の委員の任命について、市政クラブを代表いたしまして、賛成の立場で討論をいたしますとともに、堀井典子さんは私にとって三十数年来の知人であります。ぜひとも賛成の討論をさせていただきたいと思えます。

ただいま、市長より任命に際し、堀井典子さんについての略歴の説明がありましたとおり、学校教育の現場を経験し、本市における教育関係に平成7年の社会教育委員を始め、数多くの公職にご尽力をいただいております。

お人柄については、まじめで朗らかで頑張り屋の女性であります。人望も厚く、人格識見ともにすぐれ、本市の教育委員会の委員として最適任者であります。

本年8月、豊明市教育委員会委員長に就任されています。教育者として、母として、保護者として、女性として、多くの立場の経験を生かし、子どもたちのため、豊明の教育委員会での活躍を期待しています。

議員各位におかれましても、ご賛同をお願いを申し上げまして、私の討論といたします。

No.23 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 45 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.24 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程5を終わります。

日程6、認定議案上程・提案説明に入ります。

認定議案第1号から認定議案第10号までの10件を一括議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。
石川副市長。

No.25 ○副市長(石川源一君)

認定議案のご説明を申し上げます。

認定議案第1号から第10号までにつきましては、平成21年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算でございます。

平成21年度豊明市歳入歳出決算書の2ページをお開きください。

平成21年度豊明市会計別決算総括表の決算額の欄でご説明をいたします。

まず、一般会計であります。歳入は193億2,666万5,586円で、歳出は185億7,207万402円であります。歳入歳出差引残額は7億5,459万5,184円であります。

続いて、特別会計のご説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入は62億6,367万8,041円で、歳出は61億412万383円であります。差引残額は1億5,955万7,658円であります。

下水道事業特別会計の歳入は18億4,688万8,716円で、歳出は17億9,917万5,968円であります。差引残額は4,771万2,748円であります。

土地取得特別会計の歳入は123万3,176円で、歳出も同額の123万3,176円であります。差引残額はゼロ円であります。

墓園事業特別会計の歳入は4,900万5,000円で、歳出は2,099万4,249円であります。差引残額は2,801万751円であります。

老人保健特別会計の歳入は7,433万8,099円で、歳出は4,412万3,271円であります。差引残額は3,021万4,828円であります。

農村集落家庭排水施設特別会計の歳入は1億8,665万7,694円で、歳出は1億6,901万2,820円であります。差引残額は1,764万4,874円であります。

有料駐車場事業特別会計の歳入は5,656万5,951円、歳出は5,466万7,886円で、差引残額は189万8,065円であります。

介護保険特別会計の歳入は28億5,209万1,231円で、歳出は28億427万4,121円であります。差引残額は4,781万7,110円であります。

後期高齢者医療特別会計の歳入は5億3,711万1,338円で、歳出は5億3,234万3,199円であります。差引残額は476万8,139円となりました。

一般会計、特別会計の総合計は、歳入311億9,423万4,832円、歳出301億201万5,475円であります。歳入歳出差引残額は10億9,221万9,357円でございます。

以上の決算書に主要施策の成果及び予算執行の実績報告書と監査委員の審査意見書を添えてご提案いたしておりますので、よろしくご審議の上、認定をいただきますようお願いいたします。

願ひ申し上げます。

以上で認定議案の説明を終わります。

No.26 ○議長(矢野清實議員)

提案理由の説明は終わりました。

続いて、代表監査委員より決算審査の結果について報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.27 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ただいま、議長よりご指名がございましたので、監査委員を代表しまして平成 21 年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の結果と意見を申し上げます。

審査の対象としましては、平成 21 年度一般会計及び国民健康保険、下水道事業、土地取得、墓園事業、老人保健、農村集落家庭排水施設、有料駐車場事業、介護保険、後期高齢者医療の9特別会計と土地開発基金を対象としました。

次に、審査の期間は、平成 22 年6月 25 日から同年7月 23 日まで実施し、審査の方法につきましては、地方自治法第 233 条第2項の規定に基づき審査に付された決算書及びそれに伴う調書を、歳入歳出簿、その他関係諸帳簿、証書類と調査照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否について審査いたしました。

その結果について申し上げますと、各会計の歳入歳出決算書及びその他の調書は、いずれもその計数は正確であり、決算の内容及び予算の執行状況も正確に表示されており、財政はおおむね適切に運営されているものと認められました。

なお、各会計に対する審査の内容につきましては、お手元に配付させていただきました平成 21 年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のとおりでございます。

次に、総体的な意見を述べますが、金額につきましては、およその金額で申し上げます。

平成 21 年度の我が国の経済情勢は、世界的な景気後退の影響を受け、大変厳しい状況となり、地方自治体においても、財政状況は依然深刻な状態が続いております。

こうした経済状況の中、本市の決算収支状況は、一般及び特別会計の決算総額といたしましては、歳入は 311 億 9,400 万円余り、歳出は 301 億 200 万円余りとなっており、形式収支は 10 億 9,200 万円余りであります。

一般会計における実質収支額は7億 3,700 万円余り、特別会計においては3億 3,700 万円余りと、それぞれ黒字を計上しております。

また、単年度収支については、一般会計、特別会計ともに黒字であり、全会計を合計し

た決算総額の単年度収支については、9,900 万円余りの黒字となっております。

歳入については、一般会計及び特別会計を合わせて、前年度と比較しますと、15 億 4,000 万円余り、率で 5.2%の増収であります。主な要因は定額給付金及び子育て応援特別手当給付事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の国庫支出金であり、自主財源の根幹である市税は、景気の後退に伴い法人市民税、個人市民税など、3億 3,000 万円余りの減収となっております。

次に、市債の状況であります。平成 21 年度末現在高は 237 億 2,500 万円余りで、前年度と比較して、金額で 7 億 100 万円余り、率では 2.9%の減少となっております。

なお、一般会計では収入未済額が 5 億 7,000 万円余り、不納欠損額が 2,500 万円余り、特別会計では収入未済額が 8 億 3,100 万円余り、不納欠損額が 6,400 万円余りとなっております。

収入未済額については、収入未済となる原因を分析した上で、収入未済額が解消されるよう検討を重ね、自主財源の安定確保に一層の努力をしていただきたいと要望をします。

歳出については、一般会計及び特別会計を合わせて、前年度と比較しますと、金額で 14 億 4,300 万円余りで、率で 5.0%の増であります。

これも歳入と同じく、定額給付金及び子育て応援特別手当の両給付事業、臨時交付金による備品購入等の各種事業が増加の主な要因であります。

以上のような決算内容にあつて、今後においても財政状況は厳しいものであると予測されますので、各種施策の十分な検討と慎重な選択をされますとともに、歳入における自主財源の確実な確保のために、なお一層の努力や見直しをされること、また各種委託料、補助金、工事請負費を始めとする歳出においては、事業の目的、事業の内容等の精査による見直し、点検を図るなどして、適切かつ有効的な執行をされ、財政の健全性を常に意識された行財政運営に取り組まれることを要望して、審査意見といたします。

以上でございます。

No.28 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で認定議案の説明を終わります。

日程 7、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 46 号から議案第 57 号までの 12 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 46 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷消防長。

No.29 ○消防長(神谷清貴君)

それでは、議案第 46 号 財産の買入れについてご説明をいたします。
下記のとおり、財産の買入れをするものであります。

1 物 品 消防ポンプ自動車(CD-I
名 型)

2 納入場所 豊明市消防本部

3 数 量 1台

4 買入金額 2,609 万 2,500 円

5 買 入 名古屋市中区栄五丁目1番
先 35号

株式会社モリタ名古屋支店

支店長 岩 村 純 一

6 契約の方 7社の指名競争入札でござ
法 います。

この7社につきましては、お手元に配付させていただきました資料、入札参加業者一覧
のとおりでございます。

提案理由であります、消防ポンプ自動車(CD-I型)を買い入れるため必要があるか
らでございます。

具体的には、現在の消防ポンプ自動車は、平成7年度に配備したものであり、長年の使
用により老朽化が目立ち、かつ自動車NOX・PM法により使用不能となるため、更新する
ものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.30 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 47 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

No.31 ○行政経営部長(宮田恒治君)

議案第 47 号 字の区域の変更について説明をしていきます。

地方自治法第 260 条第1項の規定に基づき、平成 22 年 10 月1日から本市内の別図第
1に示す区域において、字の区域を別図第2に示すとおり変更いたします。

字の区域の変更理由といたしましては、榎山地区の宅地造成事業に伴って、新たな土
地の区画及び道路、水路が整備されましたので、造成後の公共用地等に沿って字界を定
める必要があるためであります。

それでは、次のページをお願いいたします。説明をしていきます。

別図第1と、次の別図第2をごらんください。

別図第1に示します現在の字の区域を、別図第2のように変更をするものです。

変更後の図面であります別図第2で説明させていただきますと、今回関係します字は、間米町榎山、前後町大狭間、前後町仙人塚の3つの字が関係してきます。

図面の中央よりやや左側になりますが、南北に水路が新設されますので、これにあわせて字界を変更するものです。

変更する面積は約 558 平方メートルになります。

以上で説明を終わります。

No.32 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 48 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

No.33 ○行政経営部長(宮田恒治君)

議案第 48 号 土地改良事業に伴う字の区域の変更について説明をしていきます。

地方自治法第 260 条第1項の規定に基づき、加藤琢也始め7人が共同して行う土地改良事業に係る切山西地区の換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の別図第1に示す区域において、字の区域を別図第2に示すとおり変更をしていくものです。

字の区域の変更理由としましては、切山西地区の土地改良事業に伴って、新たな土地の区画及び道路が整備されましたので、造成後の公共用地等に沿って字界を定める必要があるからであります。

それでは、次のページをお願いいたします。

別図第1と、次の別図第2をごらんください。

別図第1に示します現在の字の区域を、別図第2のように変更をするものです。

変更後の図面になります別図第2で説明させていただきます。

今回関係します字は、沓掛町水白と切山の2つの字となっていきます。

図面の上の方になっていきますが、整備後の区画にあわせて字界を変更するものです。

変更する面積は 49 平方メートルになります。

以上で説明を終わります。

No.34 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 49 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

No.35 ○経済建設部長(三治金行君)

議案第 49 号についてご説明をいたします。

市道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を認定するものでございます。

記といたしまして、路線番号 1657、路線名 前後 52 号。起点といたしまして、豊明市前後町三ツ谷 1298 番 6 地先。終点といたしまして、豊明市前後町三ツ谷 1298 番 11 地先。

次に、路線番号 1658、路線名 前後 53 号。起点といたしまして、豊明市前後町三ツ谷 1298 番 17 地先。終点といたしまして、豊明市前後町三ツ谷 1297 番 6 地先。

次に、路線番号 2326、路線名 阿野 105 号。起点といたしまして、豊明市阿野町出口 2 番 13 地先。終点といたしまして、豊明市阿野町出口 10 番地先の 3 路線でございます。

この案を提出いたしますのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからでございます。

場所のご説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

附図1では、路線番号 1657、1658 でございます。

前後町三ツ谷地内で、名古屋市と隣接し、国道1号線と西池との間であり、開発行為により帰属された路線であります。

次のページをお願いいたします。

附図2では、路線番号 2326 でございます。

阿野町出口、住宅地内の路線であります。阿野ふれあい会館東側に当たります。説明を終わります。

No.36 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 50 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野市民生活部長。

No.37 ○市民生活部長(平野 隆君)

議案第 50 号 豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

この条例につきまして、別添のように定めるものでございます。

この案を提出いたしますのは、公職選挙法第 142 条の規定に基づき、市長の選挙におけるビラの作成を公費負担にすることについて定める必要があるからであります。

少し経緯等を申し上げます。

平成 19 年 3 月に施行されました改正公職選挙法により、市長選挙においては、候補者は選挙運動期間中にmanifestoなどを記載したビラ、規格はA4サイズ以内、両面印刷、2種類以内のものを1万 6,000 枚以内で頒布することができ、また条例を制定することによりまして、候補者が作成する選挙運動用ビラの作成費を、公費負担することができるよう

になっております。

この規定を受けまして、今回提案をさせていただくものであります。

では、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

第1条は、この趣旨と根拠法令を示してございます。

第2条は、市長選挙の候補者が作成するビラを公営、まあ無料作成ができる旨の規定であります。ただし書きにありますように供託物が没収される場合、まあ市に帰属される場合ですね、そういう候補者にとっては、公営をしない旨をただし書きで規定しております。

第3条は、この公営を受けるためには、ビラの作成業者との間で有償契約を結び、その旨を選挙管理委員会に届けなければならない旨を規定しております。

第4条は、公費の支払いですが、ビラの1枚当たりの作成単価の限度額を7円30銭と定め、選挙管理委員会が確認した枚数にかかる金額を、業者からの請求により業者に支払うことを規定しております。

第5条は、公費負担の限度額を定めております。

これにより、公費負担限度額は候補者1人につきまして、ビラの作成単価の限度額7円30銭に、法第142条第1項第6号に定めております枚数、これは1万6,000枚ですが、これに乗じて得た額、具体的に言いますと11万6,800円になります。この額を上限として定めるということになります。

第6条は、委任であります。

そして附則としまして、この条例は公布の日から施行し、公布日以降に告示された市長選挙から適用するものであります。

以上で説明を終わります。

No.38 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第51号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

No.39 ○行政経営部長(宮田恒治君)

議案第51号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

この案を提出しますのは、豊明市立小中学校適正規模等検討委員会の設置に伴い必要があるからです。

それでは、内容を説明していきますので、次のページをお願いいたします。

この改正は、豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬について、それを規定する別表を改正していくものです。

別表の「視聴覚ライブラリー運営委員会委員」の次に、「学校適正規模等検討委員会委員」を加え、新たに設置することにより、委員の報酬の額を1回 7,200 円、ただし会議の時間が4時間以内の場合は 5,000 円に規定するものであります。

この豊明市立小中学校適正規模等検討委員会は、市立小中学校の適正規模及び適正配置を検討するために設置する委員会であります。

以上で説明を終わります。

No.40 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 52 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

No.41 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

それでは、議案第 52 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてご説明をいたします。

豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

第7条中「第 72 条の5」を「第 72 条の4」に改めるもので、これは指定市町村の安定化計画が廃止されまして、新たに広域化等支援方針が策定され、条文が廃止されたためでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 22 年5月 19 日から適用するものです。

以上で説明を終わります。

No.42 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 53 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷消防長。

No.43 ○消防長(神谷清貴君)

議案第 53 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明をいたします。

提案理由であります、児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

す。

具体的には、平成 22 年 8 月 1 日より、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなりました。

消防団員等の公務災害補償は、母子家庭に児童扶養手当が支給されますと、受給調整が図られ、年金である損害補償の額から児童扶養手当の額が減額されていました。

一方、父子家庭に対しては従前、児童扶養手当が支給されていなかったため、そういう減額の調整が行われてはいませんでした。

このたびの児童扶養手当法の改正により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったことから、母子家庭と同様の受給調整をするために、所用の改正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、内容でございます。

附則第 5 条第 7 項第 1 号は団員に係るものである場合、第 2 号は消防作業従事者等に係るものである場合の規定であります。引用している児童扶養手当法第 4 条第 2 項において、新たな号の追加や、号ずれ等が生じたので、母子家庭と同様の受給調整をするために、それぞれ所要の改正を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 22 年 8 月 1 日から適用するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.44 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 54 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

No.45 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、議案第 54 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第 3 号)について説明をしていきます。

それでは、1 ページ目をお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,181 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 179 億 6,911 万 7,000 円とするものです。

それでは、歳出より主なものを説明していきますので、11、12 ページをお開きください。

まずは、上段の表になっていきます。

2 款 総務費の 7 目 財産管理費の土地購入費 709 万 4,000 円は、これは未利用地の売却にかかわるものです。

それから、中段の表に入ります。

3 款 民生費のうち 4 目 福祉医療費の電算関係委託料 116 万円は、今まで紙ベースに

よるレセプトが、県下一斉に電子化されることとなります。このためシステムを改修するものです。

同じく3款 民生費の、今度は3項 生活保護費ですが、1目の生活保護総務費の医療レセプト用備品購入費 268万5,000円も、レセプトの電子化に伴う備品購入費です。

それでは、次のページをお願いしまして、13、14ページをお願いします。

上段の表になっていきます。生活保護総務費です。

セーフティネット支援対策等事業費国庫補助金返還金 127万7,000円は、事業確定に伴う返還金になっていきます。

その下の表になります。

中段の4款 衛生費、2目の予防費の予防接種委託料 851万3,000円と、新型インフルエンザワクチン接種費用助成金 683万3,000円は、ともに10月から開始されます新型インフルエンザ予防接種に対応をするものであります。

下段の8款になります。

土木費の2目 土地区画整理費の調査測量設計等委託料 520万円は、区画整理を行うための委託をするものであります。

続いて、15、16ページになります。

上段の表になります。

4項の都市計画費の街路事業費のうち桜ヶ丘沓掛線用地購入費 4,581万円は、公社からの買い戻しによるものであります。

中段の9款になっていきます。

消防費、3目の消防施設費は、国費から県費への財源切りかえによるものであります。

それから、続いて今度は10款になります。

すみません、17、18ページになっていきます。

10款の教育費のうち3目 教育振興費のうち私立幼稚園就園奨励費 715万1,000円は、人数確定等により補正をするものです。

また、授業補助員業務 150万2,000円は、学習指導の研究委託を受けました学校に授業補助員を配置するもので、これは国の緊急雇用創出事業費補助金により補正をするものです。

同じく教育費の、今度は中段の表になっていきます。

2目のうち教材費 114万3,000円と、次ページにもなりますが、今度は中学校費の2目の教材費になっていきます。57万2,000円は、ともに盗難に遭った教材用のテレビを買うために、改めて補正をするものであります。

同じく、そのページの19、20ページから、また説明をしていきます。

今度は下段の表です。

社会教育費の4目 文化財保護費の大狭間湿地整備工事費 246万円は、社会教育費

寄附金を財源として湿地を整備していくものです。

同じく7目になりますが、文化会館の工事費 2,302 万 5,000 円は、恐れ入りますが、ちょっと4ページまでお戻りください。

4ページは継続費の追加が掲載してあります。音響設備を改修するために、22、23 年度と年割額を定めまして、22 年度分 2,302 万 5,000 円を補正するものです。

続いて、歳入の説明をしていきますので、5、6ページをお願いいたします。

まずは上段の表、13 款になります。

国庫支出金、1目の民生費国庫補助金と4目の消防費国庫補助金は、県補助金に組みかえることによる減額を行うものです。

5目の教育費国庫補助金は、先ほど歳出で説明しました幼稚園就園奨励費に対する補助金になります。

それから、下段の表になって 14 款 県支出金にいきまして、2目の民生費県補助金と7目の消防費県補助金は、国庫補助金からの組みかえ分になっていきます。

その1つ前の衛生費県補助金は、新型インフルエンザワクチン接種費用の補助金であります。

それから、9目の労働費県補助金 208 万 1,000 円は、歳出で説明しました緊急雇用に充てるための緊急雇用創出事業費の補助金であります。

続いて、7、8ページをお願いします。

まずは、上段の表の 15 款になります。

財産収入、1目の不動産売払収入の土地建物売払代金は、未利用地の売却代金の増となります。

中段の 16 款 寄附金ですが、これは社会教育費寄附金 250 万円を、大狭間湿地整備に充てる寄附金であります。

下段の 18 款 繰越金。ここは前年度繰越金 6,925 万 7,000 円の増額になります。

これは9月補正の総額1億 1,181 万円から、9月補正歳入の国庫及び県支出金などを差し引いた残りの 6,925 万 7,000 円について、繰越金を充てるものになっていきます。

次に、9、10 ページをお願いします。

20 款の市債です。この市債につきましては教育債ですが、文化会館音響設備改修事業で、1,550 万円を増加いたします。これは、文化会館音響設備改修事業の事業費の追加に伴い、事業債を補正することになったものです。

再び、また4ページに戻っていただきたいと思います。

4ページでは、第3表 地方債の補正です。今、説明しましたとおり、文化会館の音響設備の改修事業 1,550 万円を追加するものであります。

以上で説明を終わります。

No.46 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 55 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

No.47 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

それでは、議案第 55 号 平成 22 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,465 万 2,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 58 億 9,305 万 2,000 円とするものでございます。

では、歳出から説明いたしますので、補正予算書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思ひます。

7ページのほうで説明させていただきます。

賦課徴収事業の電算関係委託料 1,411 万 2,000 円は、愛知県国民健康保険団体連合会におきまして、国民健康保険中央会提供の次期共同電算処理システムが稼働します。

これによりまして、平成 23 年5月請求分から診療報酬請求書、通称レセプトでございますけれども、これが電子化されます。それに伴いシステム改修をするものでございます。

また、その下のパソコン購入費 54 万円につきましては、レセプトの電子化に伴い、従前は紙ベースのレセプトを点検していましたが、レセプトが紙ベースから電子データに切りかわるために、その確認用のパソコンを4台購入するものでございます。

それでは、歳入のほうを説明させていただきますので、4ページ、5ページをごらんいただきたいと思ひます。

この補正予算の財源につきましては、繰越金 1,465 万 2,000 円を充てるため、補正の増額をするものでございます。

以上で説明を終わります。

No.48 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 56 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野市民生活部長。

No.49 ○市民生活部長(平野 隆君)

議案第 56 号 平成 22 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 709 万 4,000 円

を追加し、歳入歳出それぞれの総額を 2,479 万 4,000 円とするものでございます。

それでは、歳出のほうから説明いたします。6、7ページをお願いいたします。

3款1項1目、土地開発基金の償還金であります。709 万 4,000 円の増であります。

これは、土地開発基金のほうの償還金であります。

続いて、歳入のほうです。4、5ページをお願いします。

1款1項1目の財産売払収入の中で土地の売払収入であります。同じ額、709 万 4,000 円の増は、一般会計からの売却収入でございます。

以上で説明を終わります。

No.50 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 57 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤健康福祉部次長。

No.51 ○健康福祉部次長(加藤 誠君)

議案第 57 号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳出予算の組みかえによるもので、総額には変更なく、歳入歳出それぞれ 29 億 6,170 万円とするものでございます。

それでは、歳出をご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

2款4項1目 高額介護サービス費を 729 万 2,000 円補正減額をいたしまして、下段2款5項1目 高額医療合算介護サービス費を同額補正増とするものでございます。

組みかえの理由につきましては、平成 21 年度から始まりました高額医療・高額介護合算制度により、医療と介護の両方を合わせた自己負担額が限度額を超えた場合、申請により超えた分が支給され、負担が軽減されることになりました。

これにより、平成 22 年度の仮算定見込額と平成 21 年度の未払額の合計 729 万 2,000 円を補正増とし、この財源を精査をいたしました中での高額介護サービス費から組みかえるものでございます。

次に、歳入につきましては、歳出予算の中での組みかえでございますので、変動はございません。

以上で説明を終わります。

No.52 ○議長(矢野清實議員)

以上で本日の日程は終了いたしました。

明9月1日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

午前11時12分散会

copyright(c) Toyoake City.